

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- ・11月の製造業PMI指数 50.3 8ヶ月ぶりの低水準
- ・国家級経済技術開発区 モデルチェンジとイノベーションで更なる発展を図る

【産 業】

- ・国務院 エネルギー発展戦略行動計画を発表

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- ・「国務院の一連の行政審査・許可項目等事項の取り消し及び調整に関する決定」
- ・「国務院の政府認可投資プロジェクト目録(2014年版)発布に関する通知」他



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆11月の製造業PMI指数 50.3 8ヶ月ぶりの低水準

中国物流購買連合会、国家統計局の1日の発表によると、11月の製造業PMI指数は前月より0.5ポイント下落して 50.3 となった。引き続き景気分岐点の 50 を上回ったものの、今年3月以来8ヶ月ぶりの低水準となった。主要項目別では、生産指数が前月比▲0.6ポイントの 52.5、新規受注指数が同▲0.7ポイントの 50.9、新規輸出受注指数が同▲0.5ポイントの 48.4、輸入指数が同▲0.6ポイントの 47.3 といずれも下落した。一部の生産過剰・エネルギー消費産業の構造調整が進んでいることの影響に加え、国内外の需要がともに振るわない現状が浮き彫りになった。企業規模別では、大企業が同▲0.3ポイントの 51.6、中企業が同▲0.7ポイントの 48.4、小企業が同▲0.9ポイントの 47.6 といずれも下落した。なお、11月の非製造業 PMI 指数は前月より0.1ポイント上昇して 53.9 となった。

◆国家級経済技術開発区 モデルチェンジとイノベーションで更なる発展を図る

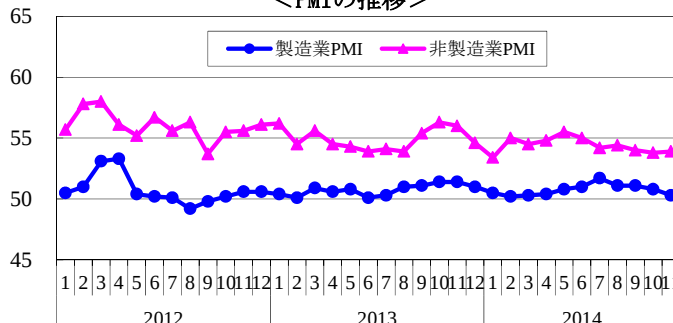
国務院は11月21日、国家級経済技術開発区(以下:国家級開発区)のモデルチェンジとイノベーションを促進していく方針を示した。具体的には、「3つの役割」(①地域経済発展の牽引役、②外資誘致の優位性構築の先導役、③技術革新・グリーン発展のモデル役)と「4つの転換」(①成長のスピードの重視から質の重視へ、②政府主導から市場主導へ、③開発区間の同質での競争から差異性のある発展へ、④ハードインフラ整備からソフトインフラ整備へ)を図っていくという。また、「条件に合致した国家級開発区で、人民元の資本項目の自由化、人民元のクロスボーダー利用や外貨管理の改革等の試行を行う」ことにも触れた。国家級開発区の設置は1984年から始まり、生産型・技術集約型企业や外資企業の誘致を目的として積極的にインフラ建設が行われ、当初は沿海部に集中、次第に全国に拡大した。今年6月時点で全国215の国家級開発区が認定されており、うち、江蘇省が25、浙江省が20、山東省が15と最も多い。国家級開発区全体のGDP、税収、輸出入が国民経済に占める割合は、2013年でそれぞれ12.1%、9.9%、18.7%となり、国家級開発区は国民経済を支える重要な柱となっている。

【産業】

◆国務院 エネルギー発展戦略行動計画を発表

国務院は11月19日、2014-2020年のエネルギー発展戦略行動計画を発表した。同計画では、エネルギー消費総量抑制とエネルギーの安全保障、石炭消費の抑制とエネルギー構造の最適化、エネルギー体制改革の推進を柱として、2020年までの具体的数値目標を定めた。エネルギー消費量については、2020年までに一次エネルギー消費総量を標準炭換算で48億トン前後、石炭消費総量を42億トン前後に抑制し、国内の一次エネルギー生産総量を42億トンにまで引き上げ、エネルギー自給能力を85%前後に維持することを目標に掲げた。また、エネルギー構造の最適化については、非化石エネルギーが一次エネルギー消費に占める割合を15%に、天然ガスの割合を10%以上に引き上げる一方、石炭消費の割合を62%以内に抑え、天然ガス、原子力発電、再生可能エネルギー等のクリーンエネルギーを積極的に発展させる指針を示した。さらにエネルギー体制改革については、開放的で競争秩序のある市場体系の構築、石油、天然ガス、電力等分野の価格改革推進、法律法規の整備等を挙げた。

<PMIの推移>



(出所) : 中国物流購買連合会の公表データを基に作成

人民元レビュー

今週はデータのための掲載とさせていただきます。

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2014.11.24	6.1280	6.1280~6.1458	6.1417	0.0168	5.2081	0.0052	0.79213	0.0024	7.6197	-0.0581	3.5000	2653.29	49.01
2014.11.25	6.1438	6.1305~6.1466	6.1365	-0.0052	5.2038	-0.0043	0.79152	-0.0006	7.6296	0.0099	4.0000	2688.44	35.15
2014.11.26	6.1330	6.1320~6.1400	6.1389	0.0024	5.2130	0.0092	0.79133	-0.0002	7.6604	0.0308	3.3200	2727.65	39.21
2014.11.27	6.1377	6.1344~6.1398	6.1392	0.0003	5.2318	0.0188	0.79178	0.0005	7.6685	0.0081	4.0000	2754.08	26.43
2014.11.28	6.1420	6.1405~6.1493	6.1450	0.0058	5.1953	-0.0365	0.79229	0.0005	7.6386	-0.0299	3.4800	2809.71	55.63

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2014年11月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[行政法規]

○「国務院の一連の行政審査・許可項目等事項の取り消し及び調整に関する決定」(国発[2014]50号、2014年10月23日発布・実施)

昨年来、行政改革の一環として行われている行政審査・許可項目の取り消し、権限委譲などの第6弾。今回は、行政審査・許可項目取り消し・権限委譲58項目、職業資格許可・認定の取り消し67項目、評価表彰の取り消し19項目、工商登記前の審査・許可から登記後の審査・許可への変更82項目。■外商投資企業に関係する主な項目としては、「外商投資企業都市計画サービス従事資格証書発行」、「輸入中古機械電気製品届出」の取り消しのほか、中外合作職業技能訓練、人材仲介、道路運輸ターミナル経営、自動車保守・修理、石油・精製油卸売及び小売、医療、出版物卸売及び小売、印刷、音響・映像製品複製、医薬品インターネット取引サービス、医薬品・医療器械インターネット情報サービス、化粧品生産、食品生産及び流通、飲食、鉄道輸送、特定設備生産などに従事する場合の許可の工商登記(企業設立登記)前の取得から登記後の取得への変更がある。

○「国務院の政府認可投資プロジェクト目録(2014年版)発布に関する通知」(国発[2014]53号、2014年10月31日発布・実施)

政府が認可(「核准」)する投資プロジェクトの目録改訂。これに記載されるプロジェクトは認可、その他は届出(「備案」)とされる。2013年12月の改訂から1年足らずでの再改訂で、認可プロジェクトの削減と認可権の下部委譲が特徴。■2013年版の現行目録から削除されたプロジェクトには、石油・天然ガス採掘のほか、製鉄、電解アルミ製造、化学肥料生産、セメント生産、造船が含まれている。これらは生産能力過剰産業とされるが、認可から届出に変更されたのは、市場の需要が低迷していることから、今後の投資は企業の技術力強化・高付加価値化に向かい、産業構造調整が促進されるためとされている。■外国投資プロジェクトは地方政府の認可権の金額基準が引き上げられた。認可プロジェクトは、①「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティが条件とされるプロジェクトで総投資額(増資を含む)10億米ドル以上の奨励プロジェクトと総投資額1億米ドル以上の不動産を除く制限プロジェクト(国家発展改革委員会が認可)、②同じく不動産プロジェクトと総投資額(増資を含む)1億米ドル未満の制限プロジェクト(省級政府が認可)、③同じく中国側マジョリティが条件とされるプロジェクトで総投資額(増資を含む)10億ドル未満の奨励プロジェクト(省級以下の地方政府が認可)、④目録に記載されるその他のプロジェクトで、これらを除くプロジェクトは届出となる。

[規則]

○「人力資源・社会保障部、外交部、公安部、文化部の『外国人入国短期業務任務完了の関連手続き(試行)』に関する通知」(人社部発[2014]78号、2014年11月6日発布、2015年1月1日実施)

外国人の短期業務での入国手続きに関する規則。この規則で言う短期業務とは、国内の協力先での技術・科学研究・管理・指導等の業務、体育指導、撮影、ファッションショー、公演などで滞在期間が90日を超えないものを指し、その場合の業務許可、ビザ、居留証の手続きが示されている。■ただし、それ以外の短期業務(子会社や事務所での短期業務、設備の保守・据付・調整・指導

CHINA WEEKLY

○『税関企業信用管理暫定施行弁法』実施の関係事項に関する公告(税関総署公告 2014 年第 81 号、2014 年 11 月 18 日公布、同年 12 月 1 日施行) ○『税関認証企業標準』の公布に関する公告(税関総署公告 2014 年第 82 号、2014 年 11 月 18 日公布、同年 12 月 1 日施行)	など、国内の落札プロジェクトの指導・監督・検査)についても規定があり、これらの業務で滞在が 90 日を超えない場合は M ビザを取得すること(注:そのためには国内の招請元からの招請状が必要)、90 日を超える場合は「外国人在中国就業管理規定」による手続きをすること(注:外国人就業許可申請、Z ビザ取得、外国人就業証と業務類居留証の取得が必要)とされているので、注意されたい。 今年 12 月 1 日から施行される「税関企業信用管理暫定施行弁法」の補充規定。従来の AA 類から D 類までの企業分類からの変更について、暫定的に AA 類企業は「高級認証企業」、A 類企業は「一般認証企業」、B 類企業は「一般信用企業」として認定し、C 類企業と D 類企業については上記弁法に従って改めて認定すること、また AA 類企業と A 類企業は税関に「認証企業証書」を申請することが告示されている。また、上記弁法に定められる税関が公開する企業信用情報の内容と公開するウェブサイトが掲載されている。なお、上記弁法の概要については、本誌 2014 年 10 月 22 日の EXPERT VIEW をご参照。 同じく「税関企業信用管理暫定施行弁法」に定められる「高級認証企業」と「一般認証企業」の認定基準を示したもの。「高級認証企業」は評価項目が内部統制、財務状況、コンプライアンス、貿易安全及び付加基準の 5 大項目、18 中項目、32 小項目。「一般認証企業」は、大項目と中項目については「高級認証企業」と同じで、小項目が 29 項目。税関への認定申請時にこれらの項目について自己評価を行い、所定の書式に記入して提出する。■従来も、AA 類企業と A 類企業の認定申請時には同様の方式が採られていたが、項目の内容と点数評価になったことが変更点。詳細は、税関の下記ウェブサイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info724460.htm
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介